

平成18年度 決算の状況

<一般会計>

【歳入の特徴】

市税の増

個人市民税、法人市民税の増により、
102億2千万円→105億8千万円

地方交付税の減

41億9千万円→35億9千万円

国庫支出金の増

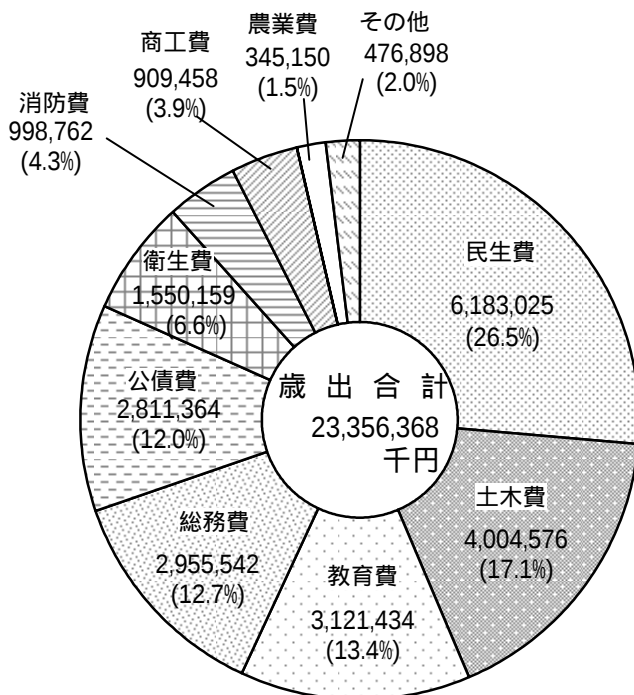
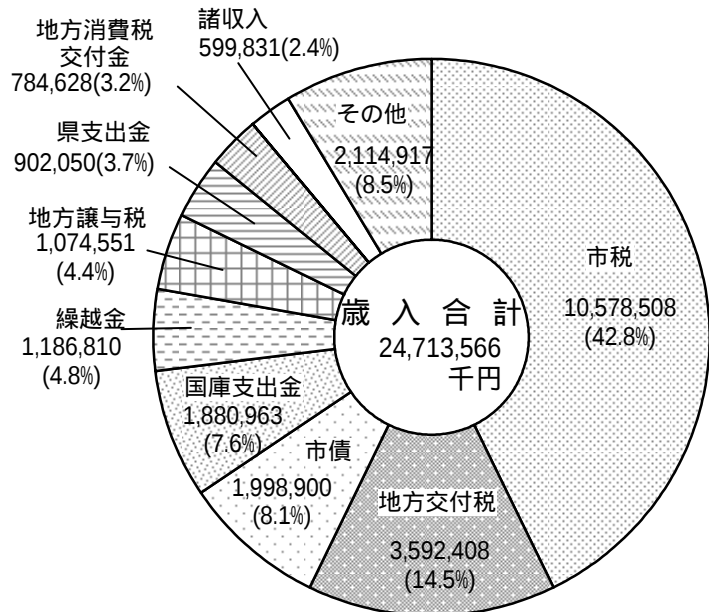
旧南河原村との合併により交付された市町村合併推進体制整備費補助金の増等により、17億4千万円→18億8千万円

地方譲与税の増

三位一体改革による税源移譲分として暫定的に交付された所得譲与税の増により
7億6千万円→10億7千万円

諸収入の減

土地開発公社経営健全化対策資金貸付金の元金収入の減により、
31億9千万円→6億円
前年度数値については、旧南河原村の決算額を合算しています。



【主な事業】

男女共同参画推進センター建設事業

子ども医療費支給事業

東学童保育室移設事業

不妊治療費助成事業

緑地設置奨励金事業...長野工業団地に進出する企業に対する優遇措置

空き店舗対策等活性化助成事業...空き工場と足袋蔵を「足袋とくらしの博物館」として再生するための助成

文化ゾーン街並整備事業

(仮称)前谷・下忍線道路改良事業

水城公園整備事業

消防車両購入事業...消防ポンプ自動車、高規格救急自動車

総合公園野球場電光掲示式スコアボード設置事業

少人数学級編制実施事業

「古代蓮の里ぎょうだ」のびのび英語教育

特区事業...小学校における英語教育の実施

小・中学校施設整備事業...北小学校屋内運動場・長野中学校耐震補強事業、南河原小・中学校給食用エレベーター整備事業

世界遺産登録推進事業

は平成18年度から行った新規事業です。

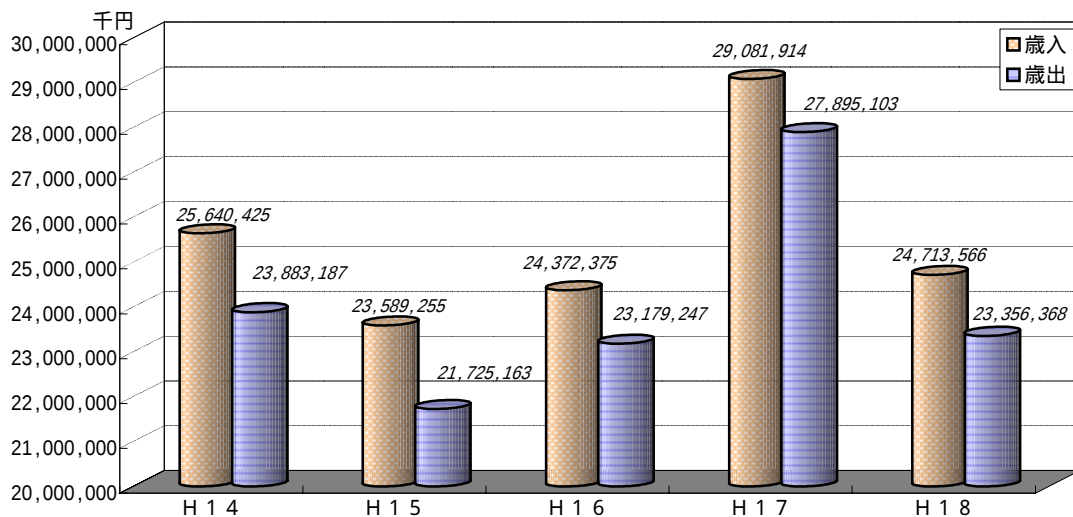
歳入においては、市税が全体の43%を占めていますが、景気回復基調による法人所得の増や定率減税の半減、老年者に係る税制措置の見直しなどによる個人市民税の増により、前年度に引き続いて2年連続の増となりました。

2番目に多いのは、地方交付税の14.5%ですが、三位一体改革による地方交付税の見直しにより6億円の減となっています。3番目は、市債の8.1%で、次いで国庫支出金の7.6%となっています。

歳出においては、近年、本市で重点をおいている民生費（児童、高齢者、障害者の福祉の向上のための経費）と教育費（学校教育、生涯学習の充実のための経費）が、それぞれ26.5%（対前年度比2億1千万円の増）、13.4%（対前年度比9千万円の減）と高い割合を占めています。また、土木費（道路や公園などの社会基盤の整備のための経費）については17.1%（対前年度比3千万円の減）、公債費（地方債の返済のための経費）については12.0%（対前年度比8千万円の減）と前年度並みとなっています。

対前年度の比較数値については、旧南河原村の決算額を合算しています。

<歳入歳出の状況>



平成16年度については、歳入歳出とも平成7・8年度減税補てん償換額1,666,500千円を除いています。

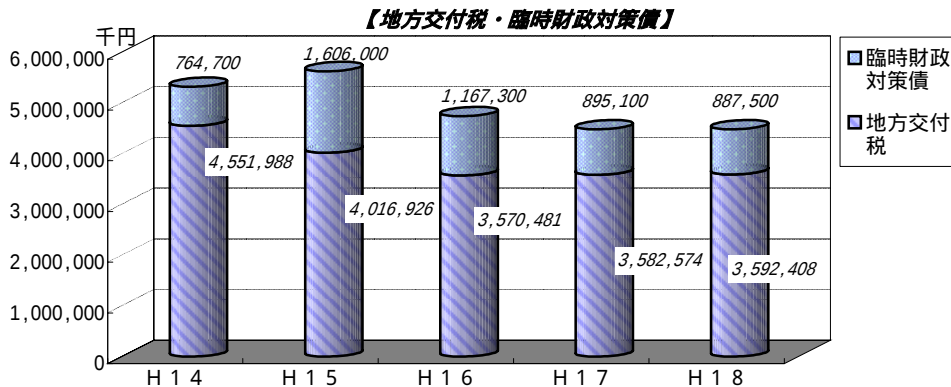
【歳入の特徴】

歳入規模については、平成14年度までは、250億円前後の水準で推移してきましたが、平成15年度以降は、三位一体改革に伴う地方交付税や国庫支出金の大幅な削減などにより、240億円前後に減少しました。なお、平成17年度は、長野工業団地分譲地の売却による財産収入の増により、歳入が大幅に増加しています。また、平成18年度については、旧南河原村との合併後、初の通年予算であったことなどから、歳入規模が例年に比べ若干増加しています。

【歳出の特徴】

歳出規模については、全体的に230億円前後の水準で推移してきましたが、平成15年度については、道路建設事業が年度内に完了せず、翌年度に6億7千万円を繰り越したことにより歳出が減少しています。なお、平成17年度は、長野工業団地分譲地の売却などに伴う土地開発公社からの用地の買戻しにより、歳出が大幅に増加しています。また、平成18年度については、旧南河原村との合併により人件費や物件費などの歳出抑制が図られたため、例年と同程度の歳出規模となっています。

<地方交付税の推移>



～地方交付税～

地方交付税は、各自治体の税源の不均衡を是正し、全国どこでも一定の行政サービスを等しく提供することができるように、国が国税の一部を財政力の不足に応じて各自治体に交付する税のことです。

地方交付税には、普通交付税（交付税総額の94%）と災害などの特別の事情に応じて交付される特別交付税（交付税総額の6%）があります。

～臨時財政対策債～

本来必要な普通交付税の所要額を、財源不足により国が各自治体に満額配分できない状態が続いていることから、その普通交付税の不足分を国と地方が折半して補てんするため、地方負担分として各自治体が借り入れたものです。

～合併後の普通交付税～

市町村合併が行われた場合、行政サービスの様々な経費の節減が可能になるので、普通交付税の算定については合併後の新市町村の規模で算定（一本算定）した方が、普通交付税の交付額が減少する傾向にあります。

合併特例法においては、合併後すぐに経費節減の効果が表れにくいことから、合併後の一定期間、合併前の旧市町村が存続するものとみなして算定した普通交付税額を保障しています。本市においては、平成18年度から、この普通交付税の算定方法（合併算定替）が行われていますが、一本算定と合併算定替の算定結果を交付基準額で比較した場合、合併算定替の方が4億4千万円の増となっています。

<特別会計>

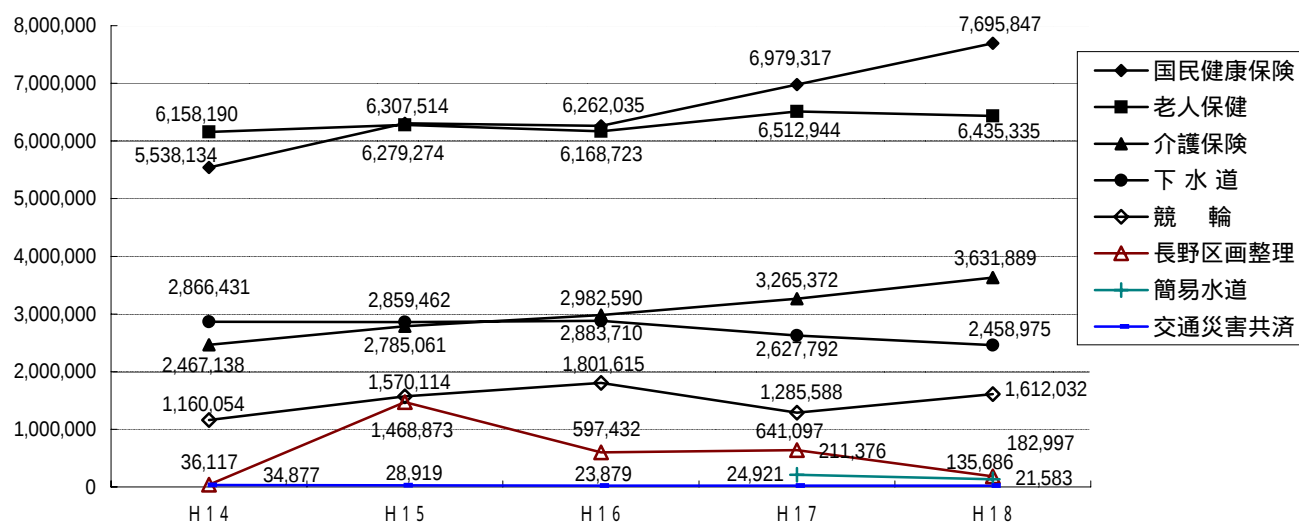
～特別会計とは？～

特定の事業をより円滑に進めるために、一般会計から分離して別に収支経理を行うもので、国の法律や市の条例によって設けることができる会計制度です。

(単位：千円)

会 計 名	歳入決算額	うち一般会計からの繰入金	歳出決算額	実 質 収 支
競 輪 事 業	1,612,032	70,879	1,612,032	0
国 民 健 康 保 険 事 業	7,922,494	607,495	7,695,847	226,647
下 水 道 事 業	2,511,011	1,380,000	2,458,975	52,036
交 通 災 害 共 済 事 業	27,242	—	21,583	5,659
老 人 保 健 事 業	6,473,635	489,393	6,435,335	38,300
長 野 土 地 区 画 整 理 事 業	202,137	—	182,997	19,140
介 護 保 険 事 業	3,777,792	530,000	3,631,889	145,903
簡 易 水 道 事 業	169,878	46,000	135,686	34,192

実質収支とは、歳入歳出決算の差引額から繰越事業に充てる額を控除した実質的な翌年度への繰越額です。



<市有財産の状況>

(平成19年3月31日現在)

区 分			土地面積 (㎡)	建物面積		
				木 造 (㎡)	非木造(㎡)	計 (㎡)
行政財産	公 用 財 産	本 庁 舎	5,212.87	7.92	7,010.78	0.00
		消 防 施 設	12,428.52	1,364.87	3,323.33	0.00
		そ の 他 の 施 設	75,649.87	9.92	13,978.15	0.00
	公 共 用 財 産	学 校	434,853.99	391.27	136,763.65	0.00
		公 営 住 宅	44,856.07	2,220.55	35,056.26	0.00
		公 園	549,389.12	1,300.14	7,437.78	0.00
		そ の 他 の 施 設	274,046.67	2,525.70	64,380.48	0.00
		計	1,396,437.11	7,820.37	267,950.43	0.00
普 通 財 産			144,930.13	4,720.04	815.77	0.00
合 計			1,541,367.24	12,540.41	268,766.20	0.00

行政財産...売買、貸付、交換等の処分が制限されている財産

- ・ 公用財産...専ら職員が仕事を行うために使う財産
(本庁舎、消防庁舎、下水処理場、ポンプ場等)
- ・ 公共用財産...専ら住民の利用に供する財産
(学校、公園、公民館、図書館、総合体育館、コミュニティセンター、老人福祉センター等)

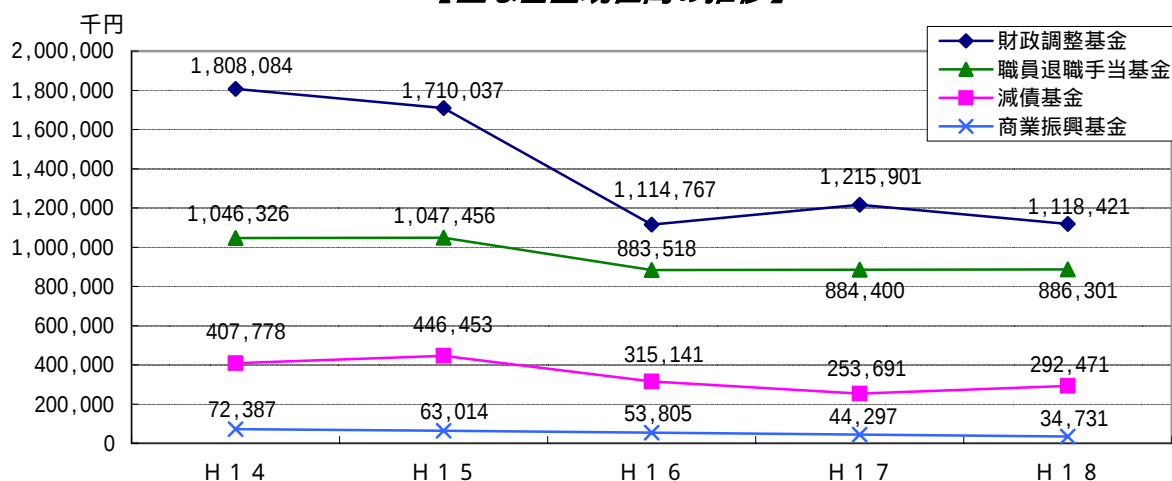
普通財産...上記以外の財産

<基金の状況>

基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類があり、本市では平成18年度末現在で19の基金が、それぞれの目的に応じて設置されています。今回はそのうちの主要な4つの基金の推移を掲載しています。

財政調整基金は、経済の不況などによる大幅な税収減や災害の発生による予想外の支出増に備え、長期的かつ計画的な財政運営を行うため、財源の余裕のある年度に行ってきた基金です。平成13年度末の残高は22億円でしたが、平成14年度から平成16年度にかけて、長引く景気の低迷による税収の減や三位一体改革の影響などのために基金の取崩しを行ってきたため、基金の残高は年々減少傾向にあります。なお、平成17年度においては、財政調整基金の取崩しは行わず、また南河原村との合併に伴い、南河原村分の財政調整基金を承継したため、残高が12億円となっています。平成18年度については、財源不足などにより財政調整基金を1億円取り崩しています。

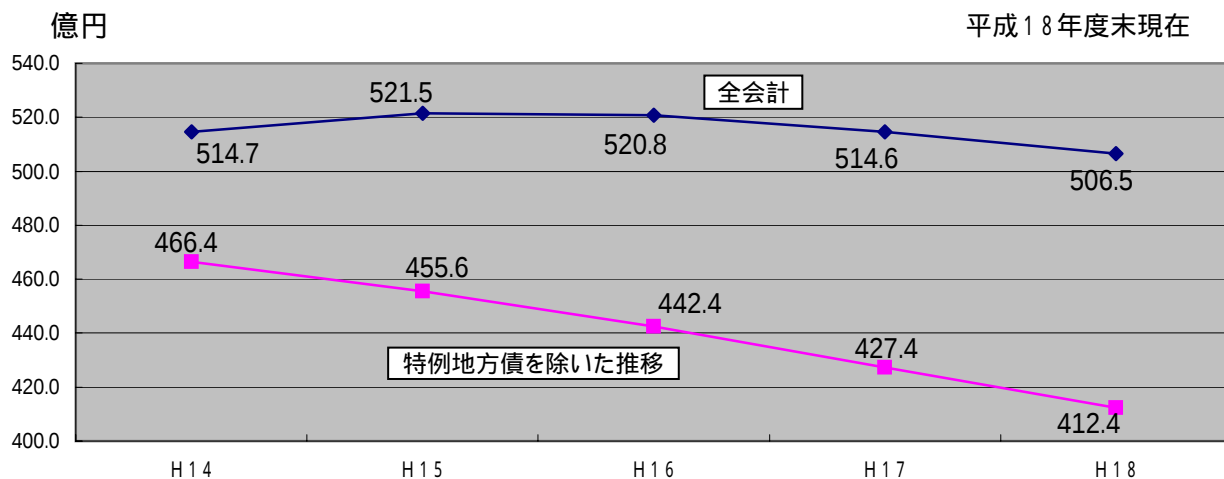
【主な基金現在高の推移】



～今の残高はどのくらい？～ 行田市の借金の状況を公開します

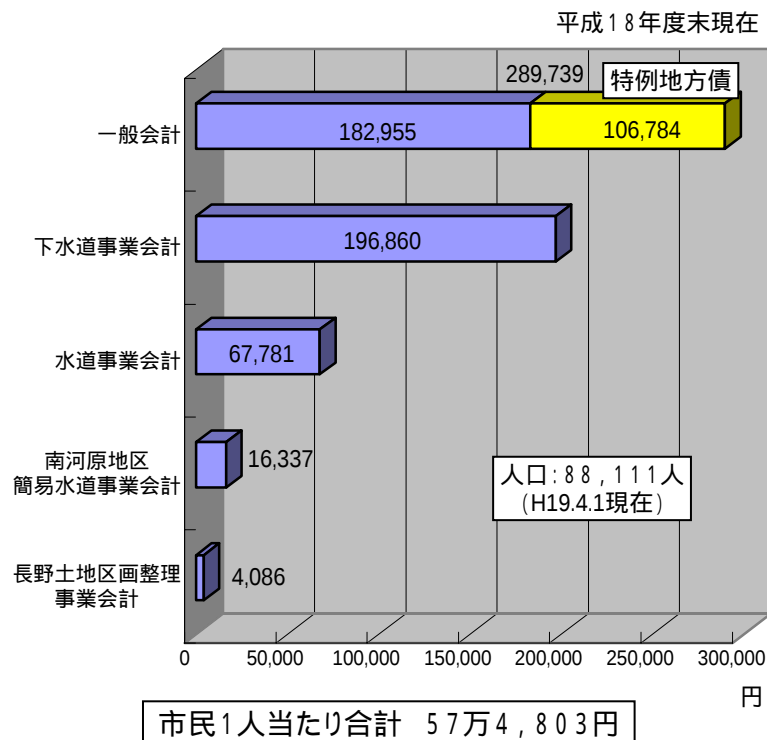
行田市の借金（市債）の状況を公開します。
市の借金は、建設事業のほか、国の政策による交付税の減額や市税の減税の補てんなどにも充てられています。

市の借金残高の推移



H17以前も旧南河原村分を合算して比較しています

市民1人当たりの市の借金残高



特例地方債：減税補てん債、臨時財政対策債、臨時税収補てん債
後年度の返済の際に全額が交付税に上乗せされ、国から交付されます。（次ページ参照）

豆知識

ほかの市と比べた行田市の状況

- 市民1人当たり借金残高
県内40市中多いほうから8位（H17決算）となっています。（特別会計・企業会計含まない）
- 実質公債費比率
11.9%（H17決算）
県内市の平均 12.5%
これは、市の借金全体の返済に関する指標です。低いほどよい指標です。（危険水域18.0%以上）
県内40市中良いほうから17位と平均よりも良い位置にいます。

借金の返済の指標では、交付税で補てんされるものを多く借り入れていることなどから県内の比較では平均値となっていますが、借金の残高は、依然として多いほうですので、これからも借金の減額に積極的に取り組みます。

一般会計目的別の内訳はこのようなになっています

区 分	平成17年度 末現在高 (A)	平成18年 度発行額 (B)	平成18年度元利償還額			平成18年度末残高		(単位:千円)	
			元金(C)	利子	計	差引現在高 (A+B-C) (D)	うち旧南河 原村承継 分	(D)の借入先別内訳	
								国からの借入	民間等(銀行 等)からの借入
1 総 務 債	66,719	284,900	14,924	2,340	17,264	336,695	33,302	40,985	295,710
2 民 生 債	1,555,402	20,400	109,896	33,053	142,949	1,465,906	46,630	0	1,465,906
3 衛 生 債	316,146	0	5,839	5,764	11,603	310,307	0	20,907	289,400
4 農 業 債	54,466	30,000	750	780	1,530	83,716	0	12,400	71,316
5 土 木 債	6,128,665	484,700	649,819	147,196	797,015	5,963,546	359,774	1,597,800	4,365,746
6 住 宅 債	477,932	0	49,035	22,340	71,375	428,897	22,103	428,897	0
7 消 防 債	285,915	72,200	40,501	10,747	51,248	317,614	16,080	115,154	202,460
8 教 育 債	6,262,334	106,900	748,420	182,863	931,283	5,620,814	229,790	1,703,248	3,917,566
9 土地開発公社 経営健全化対策資金 貸付事業債	1,617,600	0	269,900	17,884	287,784	1,347,700	0	0	1,347,700
10 同和対策事業債	298,530	0	53,379	15,600	68,979	245,151	37,960	242,024	3,127
11 臨時税収補てん債	391,069	0	29,004	7,998	37,002	362,065	11,097	362,065	0
12 減税補てん債	2,941,580	112,300	229,684	37,671	267,355	2,824,196	95,264	2,824,196	0
13 臨時財政対策債	5,382,267	887,500	47,217	78,747	125,964	6,222,550	577,145	3,510,084	2,712,466
計	25,778,625	1,998,900	2,248,368	562,983	2,811,351	25,529,157	1,429,145	10,857,760	14,671,397

臨時税収補てん債...地方消費税(消費税5%のうち1%分)導入時(H9)に税収が一年分に満たなかったため、この減収額に対して借り入れたもの。

減税補てん債...景気回復を目的に国の政策により個人市民税の定率減税などが実施され、その減収分の補てんをするために借り入れたもの。

臨時財政対策債...本来必要な普通交付税の所要額を、財源不足により国が各自治体に満額配分できない状態が続いていることから、その普通交付税の不足分を国と地方が折半して補てんするため、地方負担分として各自治体が借り入れたもの

これらの市債は、後年度の返済の際にその全額が交付税に上乗せされ、国から交付されます。

